

雜錄

普通教育圖畫科學理研 鑽の劃て

その提倡者上坂雅之助氏曰く、

普通教育圖畫科が正科目として課せらるゝ限りこれを學理的に究むるの要あり。然るに圖畫科は昔より單に教授法を論ずる程度に過ぎず。然も諸説區々なるが故に一般は去就に迷ふ。

當局は圖畫教授旨要目を公布し各學校の程度に應じたるものとを公布し據る所を明にす。然ども未だこの要旨要目を一貫なせし學理なし。

當局も亦これを認め昨今圖畫科の根本を學理的に究め、教授法の基礎を確立せんと意圖せらるゝと聞く。平常圖畫教育を以て生命となす我等はこの秋に於て圖畫科の根本精神を學理上より樹立しこれを當局に建議なすは職責上當然のことなり。

「我等の同士は来る九月下旬を期してこの案を練らんとする。」

「取纏期日」

この機會に於て平常圖畫教育に思ひを潜め研究を深めらるゝ人々は其の抱負を忌憚なく立案案發表せられ我等を教へられんことを希ふ。我等は「可愛い子弟達の本質が素直に、丈夫に、日本人ら

しく生ひ立たんことを」望む爲めに、この教授法の學理發表に努むるものなり。

「研鑽に就て」

研鑽議題	普通教育圖畫科學理
開會場所	市政會館
開會期日	昭和五年九月二十一日午後二時
場所費用	金五拾錢

「意見に就て」

意見取纏準備 挂を設け各自分擔の上、在京者の分に限り取纏めること

一 學者側及び地方	上坂雅之助
一 各師範學校側及び實業學校側	板倉賛治
一 美術學校及び學習院側	鶴川俊三郎
一 中學校及び女學校及び小學校側	岡登貞治

この意見の聚集中は普通教育圖畫に從事する人々の全部に求めたり。其他何人なりとも意見の提出ありたく、在京並びに地方の人々は「期日」迄に十分なる意見の提出を「本部迄に

郵送ありたし」

昭和五年七月三十一日を〆切とす。

「意見配付期日」

昭和五年九月一日義に「叢集の意見全部を研鑽者に配付す」。研鑽者は之を参考し原案を提出するものとす。

「研鑽當日」

一、普通教育圖畫科學理（議題）

右検討の上決議す

議場掛り

上阪雅之助
板倉賛治
岡登貞治
鶴川俊三郎

「意見提出に就て」

普通教育の圖畫科は専門畫家の養成とは自ら別ありとは、今に於ては惰性用語となれる迄に唱道せられ來りしものなり。茲に眞の含まるゝを知る。然と雖も未だ何人もこの正體を示したるものなく唯單に抽象的に叫ぶが常なり。

今やこれが具體的成案を要求する秋は來れり。苟も圖畫教育の高き位置に坐する人々は率先以て意見を示し大衆を教へざるべからず。又苟も教育を學問として奉公する人々は更に圖畫教師を教ふるの要あり。殊に地方に在住せるゝ隱士は成案を有する人々も多からん、是等の人々はこの機會に於て意見の公表を切望するものなり。若し多忙に言を籍り立案發表を避け又は疑問さへ起さ

るものは平常自他を偽く甚しきものなるが故に一考すべし。當局は常に公言して曰く當局に於て普通教育の分科毎に研究機關若くは専任官を設くるを得ず、況や緊縮を旨とする今日に於ては到底み得ず、この場合或る意味に於て當局は「白紙なり」諸君が圖畫教育研究に熱き志を有するは感激に堆へず、當局と雖も成案を得られしものならんか、當局は悦んで其の説の白紙の上に迎ふべしと言ふ。

過去に於て圖畫教育改善に關し大會を開き決議を行ひ當局に建議せられたること再三に及び。是等の刺戟的運動は能く圖畫教育界を裨益せし效果は偉大なりと附讐せざるべからず、然と雖も未だ何人も衆知に依り圖畫科の根本原則を學理の上に究めこれを發表したることなし。

殊に過去に於ける圖畫教育改善者の多くは既成概念には何等の反省の餘地を示さず、唯其の概念上に種々異なりたる方法を建設せんと高唱するのみなり、我等は故なく根本改善を計畫せず、唯誤つて異國の教授法を踏襲したるものゝ中に於て日本人の性格に合はぬ教授法は踏襲久しきが故にと稱し持続を許さる。共に盲目に古き傳統を無條件に於て復元せしむるが如き非教育計畫を企圖せず。

我等の理想は、眞の日本を永久に健實に進展せしめんが爲めに、其の中堅となる將來の國民を導くに正しき圖畫科の學理の下に引率せんと欲するものなり。この實現に對し古き不渡り手形は我等の努力に依りて有效的に書き換へざるべからず。

希くば意氣にのみ壯にして何事もなし得ざる我等の微意のある所を汲み知識的の援助を與へこの舉をして完成せしめらんことを切に懇願する次第なり。

右研鑽本部は東京府大井町山中四三二七にあり。

文部省主催

幼稚園保母講習會

期 會

場

東京女子高等師範學校

間 七月二十二日より七月二十七日迄

講習員定員

約一五〇名

講習員資格 幼稚園長及保母

學科目及講師

一、終日保育の問題（五時間）

東京女子高等師範學校教授 倉橋 惣三

一、觀察と生活作業（八時間）

堀 七 藏

一、紙を材料としたる手技（九時間）

東京女子高等師範學校保母 及川 ふみ

注

一、講習員は雜費として一人には約金八十錢を要す。

二、女子講習員にして本校寄宿舎に寄宿を希望する者は必ず七月十五日迄に直接東京市小石

川區大塚町三十五番地東京女子高等師範學校寄宿舍宛に申出づべし 但食事（晝食を除く）其の他會費を併せ一日に附金一圓三十錢の割を以て前納すること。

取扱上の注意

一、受講希望者は前各項熟覽の上學科目・會場・職氏合を具し地方長官に申出づべし

一、講習員は管内學校教員中より地方長官之を選定す

一、地方長官は講習員を選定したときは講習を受くべき學科目及其の職氏合を記載したる選定書を七月十五日までに夫々當該

開設學校長に差出し講習員をして選定することを得しむべし

一、地方長官は前表記載の資格を有せざる者と雖特に受講を希望する者は定員外講習員として選定することを得

一、開催地方に於ける受講希望者に對しては特に前表の定員を超えて許可することあるべし

一、地方長官の選定したる講習員定員を超過して講習上支障を來す虞ある場合は其の一部を削除することあるべし

一、開設學校に於て定員外の講習員の受講を許可し若は其の選定

員中より其の一部を削除したるときは開設學校より其の旨地方長官に通知す定員外講習員は許可を受けたる者に限り其の他の者は削除の通知なき限り受講し得るものと心得べし

一、講習修了者には其の出席日數等を査定し修了證書を授與す

一、講習に要する實費實習費、印刷費其の他雜費は當刻學科目講習員の負擔とす